

教育委員会定例会（令和3年3月）会議録

| | |
|----------------------|--|
| 1 日 時 | 令和3年3月9日（火）15:00～17:00 |
| 2 場 所 | 新居浜市庁舎3階 応接会議室 |
| 3 出 席 者 | 教 育 長 高橋 良光 委 員 本田 郁代 近藤 智佳 尾藤 一彦 大橋 勝英 事務局長 加藤 京子 推 進 監 中上 郁夫 総括次長 桑原 一郎 次 長 高橋 利光 井上 毅 佐藤 博幸 菅 春二 課 長 安藤 寛和 高橋 靖志 青木 隆明 館 長 上野 壮行 指導主幹 畑野 一恵 守谷 憲二 |
| 4 教育長及び 教育委員会行事報告 | 2月行事報告及び3月行事予定について その他 |
| 5 記録者氏名 | 社会教育課 近藤 岳詩 |
| | <p><教育長一般報告></p> <p><報告></p> <p>報告第1号 専決処分の報告について（令和2年度補正予算〔第11号〕の議案送付について）</p> <p>報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度補正予算〔第12号〕の議案送付について）</p> <p>報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度当初予算の議案送付について）</p> <p>報告第4号 専決処分の報告について（令和2年度補正予算〔第13号〕の議案送付について）</p> <p><議案></p> <p>議案第8号 押印を求める手続の見直し等のための新居浜市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第9号 新居浜市立小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第10号 令和3年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について</p> <p>議案第11号 学校開放運営委員会の委員及び管理指導員の委嘱について</p> |

| | |
|--|---|
| | <p style="text-align: center;">て</p> <p>議案第12号 令和3年度新居浜市しらうめ入学準備金貸付者の決定について</p> <p>議案第13号 指定学校変更の許可について</p> <p>議案第14号 令和3年度教職員の人事異動について</p> <p><いじめ、不登校等生徒指導関係></p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・新居浜市教育情報セキュリティポリシーの施行について・令和3年度学校教育の指針について |
|--|---|

| | |
|-------|---|
| 高橋教育長 | <p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和3年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、近藤委員さんと尾藤委員さんをお願いいたします。</p> <p>3月の定例会の会期につきましては、事務局職員の人事異動についての審議等がございますことから、新居浜市教育委員会会議規則第5条第2項の規定によりまして、会期を本日3月9日から3月31日まで延長したいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> |
| 委員一同 | はい。 |
| 高橋教育長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>令和3年第2回会議録承認については、本田委員さん、近藤委員さんに署名をいただいております。</p> <p>それでは私の方から一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2月 1日 第2回愛媛県県立学校振興計画検討委員会地域協議会（市民文化センター別館）</p> <p>9日 令和2年度人権・同和教育訪問（市庁舎大会議室）</p> <p>11日 新居浜市市民体育館リニューアル工事完成記念式典（市民体育館）</p> <p>12日 市長表敬訪問（JICAエッセイコンテスト受賞者）（市庁舎）</p> <p>13日 第46回愛媛県自作視聴覚教材・作品コンテスト表彰式、発表会及び役員会（松山市：愛媛県生涯学習センター）</p> <p>17日 市町村教育委員会オンライン協議会</p> <p>28日 愛顔感動ものがたり表彰式（松山市：県民文化会館）</p> <p>3月 4日 海洋教育推進協議会（市庁舎大会議室）</p> <p>16日 新居浜工業高等専門学校 卒業証書授与式（新居浜工業高等専門学校体育館）</p> <p>21日 新居浜ひうちライオンズクラブ結成25周年記念式典（リーガロイヤルホテル新居浜）※縮小開催により欠席</p> <p>社会教育課の事業は、</p> <p>2月12日 令和3年第2回教育委員会定例会（市庁舎車庫棟教養室）</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>13日 第46回愛媛県自作視聴覚教材・作品コンテスト表彰式、発表会及び役員会（松山市：愛媛県生涯学習センター）</p> <p>15日 令和2年度第2回青少年センター運営協議会（市民文化センター別館）</p> <p>22日 令和3年第1回新居浜市議会定例会（～3月18日） 別子ハイツ自然学習館自衛消防訓練（別子ハイツ自然学習館）</p> <p>27日 第61回新居浜市公民館研究大会（市民文化センター大ホール） ※無観客開催</p> <p>3月 2日 市議会一般質問・予算質疑（～4日）</p> <p>5日 市議会企画教育委員会</p> <p>9日 令和3年第3回教育委員会定例会（市庁舎応接会議室）</p> <p>10日 市議会予算特別委員会（～12日）※予備日15日</p> <p>16日 市公連理事会（市庁舎41会議室）</p> <p>18日 令和3年第1回新居浜市議会定例会最終日</p> <p>25日 令和2年度第3回新居浜市社会教育委員会議（市庁舎応接会議室）</p> <p>学校教育課の事業は、</p> <p>2月 8日 今後の学校の在り方に関する検討委員会（消防防災合同庁舎）</p> <p>9日 ふるさと学習奨励賞作品展（あかがねミュージアム）（～21日）</p> <p>10日 新居浜こども美術展（あかがねミュージアム）（～21日）</p> <p>22日 第3回小中学校校長研修会（市庁舎）</p> <p>26日 ESD推進事業協議会（消防防災合同庁舎）</p> <p>3月 5日 第2回学力向上推進委員会及び第4回新居浜市教育研究所員会（市民文化センター）</p> <p>17日 中学校卒業証書授与式（ひびき分校を除く）</p> <p>19日 公立幼稚園卒園式</p> <p>24日 小学校卒業証書授与式（別子小を除く）</p> <p>25日 公立幼稚園、小中学校修了式</p> <p>スポーツ振興課の事業は、</p> <p>2月11日 新居浜市市民体育館リニューアル完成記念式典・講演会（市民体育館）</p> <p>19日 少年スポーツ指導者講習会（サッカー）（市民文化センター）※延期</p> <p>日付未定 新居浜市市民体育祭（サッカー）（市営サッカー場）※延期</p> <p>日付未定 トップアスリート事業（サッカー）※延期</p> <p>3月 3日 新居浜市スポーツ協会顕彰表彰 <u>※式典及び祝賀会については中止</u></p> |
|--|---|

12日 新居浜市スポーツ推進委員協議会総会（市民文化センター）※中止
日付未定 あかがねマラソン実行委員会

文化振興課の事業は、

- 2月 9日 ふるさとラボ出前講座（金子小3年 昔の暮らし）
12日 四国ブロックサウンディング（市庁舎）
（案件：新居浜市市民文化センター建て替えにおける民間活力の導入検討）
16日 第2回文化財保護委員会（市庁舎）
17日 第2回名勝広瀬氏庭園保存活用計画策定委員会（リモート）
第2回重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画策定委員会（リモート）
20日 市史編さん事業「銅山峰のツガザクラの今を知る」収録（新居浜南高等学校）※3月20日（土）放送予定（ハートネットワーク）
22日 新居浜市市民文化センター運営審議会（市庁舎）
27日 文化協会ワークショップ（ヨガ）
3月 4日 ふるさとラボ出前講座（神郷小3年 昔の暮らし）
6日 文化協会創立70周年記念番組放映（南海放送）
11日 春の市民文化祭芸能の部打合せ会（市民文化センター）
22日 郷土芸能保存連絡協議会三役会（市庁舎）

広瀬歴史記念館の事業は、

- 3月20日 令和3年度広瀬歴史記念館特別企画展「住友山田社宅 仮オープン記念 工都新居浜の誕生 ～別子銅山と住友総理事～」（広瀬歴史記念館展示館）（～6月30日）

美術館・総合文化施設の事業は、

- （12月5日）新居浜の美術・コレクション展示 第Ⅱ期 開催（～3月28日）
2月10日 第40回新居浜こども美術展（～21日）
14日 第2期ミュージアムボランティア研修会 第1回目
21日 第2期ミュージアムボランティア研修会 第2回目
22日 メンテナンス休暇のため休館（～26日）
27日 愛媛県美術館巡回展おでかけ美術館（～3月28日）
3月 6日 第2期ミュージアムボランティア研修会 第3回目
10日 新居浜市総合文化施設及び美術館協議会（報告書・計画書等を郵送予定）

発達支援課の事業は、

| | |
|--|---|
| | <p>2月10日 第4回「読み書き困難の子どもへの理解と支援」研修会（宮西小学校）</p> <p>17日 第4回 通級指導教室担当者会（こども発達支援センター）</p> <p>25日 第3回 新居浜市地域発達支援協議会（こども発達支援センター）</p> <p>学校給食課の事業は、</p> <p>2月10日 施設見学（新居浜特別支援学校高等部1年：学校給食センター）</p> <p>12日 施設見学（新居浜特別支援学校高等部1年：学校給食センター）</p> <p>2月栄養教員部研修会（学校給食センター）</p> <p>16日 第3回新居浜市学校給食会理事会（学校給食センター）</p> <p>3月 8日 3月栄養教員部研修会（学校給食センター）</p> <p>23日 令和2年度（第3学期）学校給食センター給食最終日</p> <p>別子銅山記念図書館の事業は、</p> <p>2月 2日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談（・5日）</p> <p>26日 図書館協議会</p> <p>3月 2日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談（・5日）</p> <p>○お話し会</p> <p>2月 4日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会</p> <p>10日 幼児向けお話し会</p> <p>16日 えいごのおはなしかい</p> <p>20日 小学生向けお話し会</p> <p>24日 幼児向けお話し会</p> <p>3月 4日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会</p> <p>10日 幼児向けお話し会</p> <p>13日 小学生向けお話し会</p> <p>16日 えいごのおはなしかい</p> <p>24日 幼児向けお話し会</p> <p>○講座・講演会</p> <p>2月24日 ココロとカラダの健康セミナー第6回「骨格を整えて～理想のボディバランスを作ろう～」（多目的ホール）（講師：クリニカルカイロ・ラクロス）</p> <p>3月 7日 シン我楽多講座第18回「グラミー賞の歴史半世紀 その5」（多目的ホール）（講師：横井邦明（前別子銅山記念図書館長））</p> <p>○ロビー展</p> <p>2月 6日 「デジ亀クラブ写真展」（図書館）（～20日）</p> |
|--|---|

| | |
|------|---|
| 尾藤委員 | <p>3月 3日 「住宅防火ロビー展」(予防課)(～9日) 「3月は自殺対策強化月間です」(保健センター)(～12日)</p> <p>○テーマ展示</p> <p>1・2月 一般展示「科学道2020」 児童展示「牛 ウシ うっしっし & 科学道ジュニア」</p> <p>3・4月 一般展示「もしもに備える～図書館で防災力を身につける～」 児童展示「『そら』をみあげて」</p> <p>○ケース展示</p> <p>1・2月 「読書バリアフリー特別展示～読んで、見て、さわって～」 3・4月 「過去の教訓に学ぶ」</p> <p>○企画展示</p> <p>(1月5日)「読書バリアフリー特別展示～読んで、見て、さわって～」(～2月25日) 3月10日 「東日本大震災から10年」(図書館)(～31日)</p> <p>人権教育課の事業は、</p> <p>2月 2日 愛媛県人権教育協議会支部長・加盟団体長及び事務局長会(松山市：白鳳会館) 9日 人権同和教育市町訪問(市庁舎大会議室) 11日 人権のつどい日(瀬戸会館) 17日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部高等学校部会(新居浜南高等学校) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部小・中学校合同部会(瀬戸会館) 22日 東予管内人権・同和教育担当者会(東予地方局)</p> <p>3月 4日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部就学前部会(市庁舎大会議室) 8日 校区別人権教育市民講座反省会(市庁舎大会議室) 11日 四国地区人権教育研究大会事前協議会(市庁舎大会議室) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部社会教育部会(市庁舎大会議室) 人権のつどい日(瀬戸会館) 17日 愛媛県人権教育協議会新居浜支部行政部会(市庁舎応接会議室)</p> <p>ただ今の教育長一般報告について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>3月17日に中学校卒業式、3月24日に小学校卒業式が予定されておりますが、内容についてお聞かせいただきたいと思っております。出席依頼が今のところありませんが、こういった形で実施されるのでしょうか。</p> |
| | |

| | |
|-------------|---|
| 高橋教育長 | <p>今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための配慮をお願いしているところでございます。具体的には、座席間隔を広く取り、検温や手指消毒の実施、時間を短縮しての開催をお願いしております。学校によって対象人数が大きく異なりますので、当該学年のみが体育館に入場、他学年はリモートで、教室で見るという学校や、小規模校であるので、体育館に5・6年生全員が入場するという学校もあります。学校の子どもの規模に合わせて、十分に感染症対策ができるようお願いをしているところです。</p> <p>議員さん関係につきましては、昨年同様、来賓としての出席依頼はしないということで、市議・県議共にお控えいただくということにしております。</p> <p>教育委員会事務局関係も出席せず、昨年と同様の形を取っております。</p> <p>ワクチン接種もまだ始まっておりませんし、感染症対策のみ昨年と共通して行われているという状況ですので、去年に準じた形での卒業式、また入学式についても同様の形で実施するという事で対応してまいります。</p> |
| 尾藤委員 | <p>先ほどの話題とは少し異なるのですが、成人式について、新居浜市としての考えがあるのであれば、分かっている範囲で構いませんのでお教えいただきたいです。</p> |
| 高橋次長兼社会教育課長 | <p>成人式については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や一都三県の緊急事態宣言が未解除であること、また、ワクチン接種について、明るい兆しは見えてきておりますが、現在新居浜市がどういった状況になるのか不透明です。そういった状況を勘案しないと開催日が決定できないような状況ですので、現在のところ、開催日については未定でございます。今現在、ホームページやTwitter、LINE、facebook等で、新成人の方を中心に、成人式の開催時期に関してアンケートを実施しております。それらの御意見に基づきながら、今後、開催日については決定していきたいと考えております。候補としては、大型連休期間かお盆期間、もしくは秋になろうかと思うのですが、対象者の方が参加しやすいという点を重視しながら今後検討を進めていく予定としております。以上です。</p> |
| 高橋教育長 | <p>その他、何かございませんか。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 井上次長兼学校教育課長 | <p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>訂正をお願いいたします。議案書2ページの2月26日実施のESD推進事業協議会でございますが、開催場所につきましては、市民文化センターでございました。申し訳ございません。</p> |
| 高橋教育長 | <p>その他、ございませんか。</p> |
| 佐薙次長兼スポーツ振興課長 | <p>スポーツ振興課の佐薙です。</p> <p>訂正ですが、議案書3ページを御覧ください。2月19日の少年スポーツ指導者講習会について、延期と記載しておりますが、明日3月10日に実施の方向で決まりました。</p> <p>次段の新居浜市民体育祭(サッカー)は、延期と記載しておりますが、中止が決定いたしました。</p> <p>また、3月12日の新居浜市スポーツ推進委員協議会総会について、中止と記載がありますが、総会は実施し、その後の懇親会が中止ということでございます。以上お詫びと訂正とさせていただきます。</p> |
| 高橋教育長 | <p>その他、ございませんか。</p> <p>それでは、次に報告に移ります。</p> <p>本日の報告は第1号から第3号までの3本の予定でしたが、報告第4号「専決処分の報告について(令和2年度補正予算[第13号]の議案送付について)」を追加します。</p> <p>まず、報告第1号「令和2年度補正予算(第11号)の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 桑原総括次長兼文化振興課長 | <p>総括次長の桑原でございます。</p> <p>議案書の6ページ及び7ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 専決処分の報告につきましては、令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第11号)の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年2月15日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>同補正予算案のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。別冊の令和2年度補正予算書及び予算説明書の5ページをお開きくださ</p> |

い。

第1表 歳入歳出予算補正中、歳出についてでございます。

第10款 教育費については、1億2,030万6千円減額し、総額を53億1,203万4千円とするものでございまして、第1項 教育総務費を1,880万4千円、第3項 中学校費を1,106万7千円、第5項 社会教育費を6,284万4千円、第6項 保健体育費を2,759万1千円、それぞれ減額するものでございます。

また、4ページにございます第3款 民生費についても、一部教育委員会関係予算がでございます。

補正内容をご説明いたしますので、35ページをお開きください。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費の内、放課後児童対策費、補正額99万9千円につきましては、過年度償還金874万1千円、会計年度任用職員報酬執行見込残△774万2千円の差額分でございます。

次に、46ページをお開きください。これより、第10款 教育費でございます。

第1項 教育総務費、3目 諸費、補正額△1,880万4千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で未執行となった、中学生海外派遣に要する経費、あかがね算数・数学コンテスト等の学力向上学習支援に要する経費、SDGs講演会の開催に要する経費、民間の文化・スポーツ大会開催支援に要する経費を減額するものでございます。

次に、47ページの下の段をご覧ください。第3項 中学校費、1目 学校管理費、補正額△906万7千円につきましては、中学校体育費でございます。各種体育大会の中止に伴う減額でございます。

次に、48ページをお開きください。2目 教育振興費、補正額△200万円につきましては、トップアスリート事業の一部中止に伴う減額でございます。

次に、49ページをお開きください。第5項 社会教育費、1目 社会教育総務費、補正額△99万7千円につきましては、文化振興基金、こども夢未来基金積立金に運用利子等を積み立てるとともに、愛媛国際映画祭の中止に伴い240万円を減額するものでございます。

次に、2目 公民館費、補正額△4,072万7千円につきましては、公民館施設環境整備事業において、予定していた旧別子山支所から別子山公民館までの光ケーブル新規敷設工事について、既存の光ケーブルの予備の利用が可能となり、その経費については、別子山支所移転工事費での対応といたしましたことや、別子山公民館改修工事費入札減等による

執行残額 3,958 万 2 千円、新居浜市文化祭事業推進費において、一地区を除き校区文化祭がコロナ禍で中止になったことに伴う 1 1 4 万 5 千円の減額の総額でございます。

次に、3 目 図書館費、補正額 5 万 8 千円につきましては、図書館図書整備基金積立金の運用利子等の積立でございます。

次に、7 目 総合文化施設費、補正額△2,119 万 1 千円につきましては、素心伝心展の延期、北代省三展の中止等に伴う減額でございます。

次に、5 0 ページをお開きください。8 目 美術品購入基金費、補正額 1 万 3 千円につきましては、美術品購入基金繰出金の利子積立でございます。

次に、5 1 ページをお開きください。第 6 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費、補正額△2,759 万 1 千円につきましては、体育施設建設基金に運用利子等を積み立てるとともに、県駅伝競走大会、各種全国大会、あかがねマラソン、オリンピック・パラリンピック、日本マスターズ愛媛大会の中止、延期、内容変更等に伴いそれぞれ減額するものでございます。

次に、7 ページにお戻りください。

第 3 表 繰越明許費補正、追加についてでございます。

下から 2 段目、第 10 款 教育費、第 2 項 小学校費、小学校施設環境整備事業、及び第 3 項 中学校費、中学校施設環境整備事業につきましては、垣生小学校等の高架水槽更新工事におきまして、高架水槽の納期に不測の日数を要することから、繰越ししようとするものでございます。また、第 5 項 社会教育費、あかがね e ミュージアムプロジェクト事業費につきましては、近藤勝也 e ギャラリー制作に不測の日数を要したため、繰越ししようとするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

第 4 表 繰越明許費補正、変更についてでございます。

第 1 0 款 教育費、第 5 項 社会教育費、旧広瀬邸等保存活用事業につきましては、昨年 1 2 月市議会において、重要文化財旧広瀬家住宅分を増額し、令和 3 年度に繰越しすることをご議決賜りましたが、名勝旧広瀬氏庭園分につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響でスケジュールの変更が生じたため、繰越明許費を増額（補正）しようとするものでございます。

以上で令和 2 年度新居浜市一般会計補正予算（第 1 1 号）に伴う専決処分の報告を終わります。

| | |
|---------------|--|
| 高橋教育長 | <p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見はございませんか。</p> <p>無いようでしたら、次に報告第2号「令和2年度補正予算（第12号）の議案送付について」事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 桑原総括次長兼文化振興課長 | <p>総括次長の桑原でございます。</p> <p>議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。</p> <p>報告第2号 専決処分の報告につきましては、令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第12号）の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年2月22日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>同補正予算案のうち、教育委員会関係予算について、ご説明を申し上げます。別冊の令和2年度補正予算書及び予算説明書の3ページをお開きください。</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正中、歳出についてでございます。</p> <p>一番下の段、第10款 教育費、第5項 社会教育費を、440万円増額し、総額を53億1,643万4千円とするものでございます。</p> <p>増額内容をご説明いたしますので、11ページをお開きください。</p> <p>3目 図書館費 補正額440万円につきましては、図書除菌機など、感染症対策備品の購入などをおこなう、図書館感染症対策事業費でございます。</p> <p>以上で令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第12号）に伴う専決処分の報告を終わります。</p> |
| 高橋教育長 | <p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見はございますか。</p> <p>次に報告第3号「令和3年度当初予算の議案送付について」事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 桑原総括次長兼文化振興課長 | <p>総括次長の桑原でございます。</p> <p>議案書の10ページ及び11ページをお目通しください。</p> <p>報告第3号 専決処分の報告につきましては、令和3年度当初予算の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年2月15日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> |

当初予算案のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。「令和3年度予算・予算説明書」の11ページをお開きください。

一番下の段、第10款 教育費につきましては、総額が、46億5,994万6千円（2年度当初：49億8,924万円）でございます。内訳といたしましては、

第1項 教育総務費 15億1,947万6千円（13億8,014万5千円）

第2項 小学校費 5億4,992万6千円（7億7,122万1千円）

第3項 中学校費 4億2,608万円（4億3,210万2千円）

12ページをお開きください。

第4項 幼稚園費 2億9,863万2千円（4億2,904万7千円）

第5項 社会教育費 8億3,235万8千円（9億7,805万1千円）

第6項 保健体育費 10億3,347万4千円（9億9,867万4千円） となっております。

13ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。新たな学校給食センターの建設事業につきましては、3か年の継続費で実施するものでございます。

教育委員会関係の予算は第10款 教育費のほか、第3款 民生費にもございますが、別冊の「当初予算参考資料」の中でご説明いたします。

それでは、「当初予算参考資料」の3ページを御覧ください。

下から4段目、第10款 教育費の状況でございます。令和3年度当初予算案は、新型コロナウイルス感染症の影響による一般財源の削減等の理由から、令和2年度の教育費の当初予算額と比べ、3億2,929万4千円、6.6%の減となっており、一般会計に占める割合は9.3%でございます。

次に、目の行政目的に沿って、主要な事業についてご説明申し上げます。

67ページをお開きください。

民生費でございますが、上から7段目の「人権教育推進費」508万円は、各種研究大会等の参加、人権教育懇談会等の人権教育・啓発事業の実施に要する経費でございます。

68ページをお開きください。

上から6段目の「放課後児童対策費」1億6,331万6千円は、放課後児童クラブの運営経費でございます。

86ページをお開きください。

ここからは教育費でございます。一番上の段の「発達支援教育充実費」2,650万8千円は、心理専門家等による保育園・幼稚園・学校への巡回

相談や、ことばの教室・育ちの教室の運営、また各種研修会開催による人材育成などに要する経費でございます。

87ページをお開きください。

上から2段目、「小中学校ICT環境整備推進事業費」3億6,987万9千円は、小中学校のタブレット端末、電子黒板等ICT機器の維持管理、ICT支援業務等に要する経費でございます。

一番下の段の「特別支援教育充実費」1億4,886万2千円は、園児、児童、生徒が幼稚園及び学校において、安全で安心な生活を送れるよう支援するため、学校生活介助員116人の配置と、小学校の通常学級に在籍する発達障がい等のある児童の学習・生活支援のための学校支援員16人を配置するための経費でございます。

88ページをお開きください。

上から4段目、「別子中学校学び創生事業費」3,539万4千円は、別子中学校寄宿舎の管理運営費で、寄宿舎管理運営業務にかかる委託料のほか、夜間等の管理人の人件費等の経費でございます。

90ページをお開きください。

下から3段目、「高齢者生きがい創造学園開園30年「記念誌」作成事業費」100万円は、高齢者生きがい創造学園代表者会が取り組む記念誌作成事業への補助金でございます。

91ページをお開きください。

上から5段目、「青少年育成強化費」93万6千円は、令和2年度に予定しておりました成人式は、新型コロナウイルス感染症対策のため延期をいたしましたことから、令和3年度に新たな対象者を含め2回、成人式を開催するための経費のほか、新居浜青年会議所が取り組む青少年育成教育事業への補助金でございます。

一番下の段、「新居浜市美術館特別企画展開催費」2,428万9千円は、令和2年7月に予定しておりました、東京藝術大学のスーパークローン技術により蘇った「法隆寺金堂壁画」や「バーミヤン大仏天井壁画」等、世界的文化遺産を体感できる「素心伝心展」を令和3年度に延期し、実施する経費でございます。

92ページをお開きください。

一番下の段、「愛・野球博開催事業費」60万円は、令和4年に愛媛県で、オールスターゲームが開催されることを受け、2年間事業を延長し、県下20市町が連携して大会を盛り上げるための実行委員会への負担金でございます。

93ページをお開きください。

上から3段目、「全国高校総体推進事業費」158万円は、令和4年に開催される全国高校総体において、本市で開催予定のウェイトリフティング競技を円滑に行うため設置される実行委員会への負担金等でございます。

次の「新居浜市スポーツ未来創造事業費」1,246万3千円は、もっと多くの市民がスポーツを行える機会の提供、ジュニアアスリートの発掘及び身体能力向上トレーニングの実施、野球やハンドボールの競技力向上を図るための業務委託料でございます。

96ページをお開きください。

下から4段目、「旧広瀬邸等保存活用事業」2,823万2千円は、国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」の耐震診断に要する経費でございます。なお、重要文化財及び名勝の保存活用計画策定事業も実施いたしますが、補正予算にて、それぞれ繰越明許費の措置をいたしております。

次の「学校給食センター建設事業」5,464万4千円は、令和5年度に向けて計画を進めている（仮称）西部学校給食センターの整備について、設計・施工一括発注方式（DB方式）での発注を行い、設計に着手する経費でございます。

104ページをお開きください。

上から5段目、「小学校施設環境整備事業」9,269万2千円、及びその下の「中学校施設環境整備事業」6,759万4千円は、小中学校施設の整備工事及び維持管理等に要する経費でございます。

一つ下の段の「高齢者生きがい創造学園環境整備事業」4,755万2千円は、建築後48年が経過し老朽化が進行している高齢者生きがい創造学園を、当面の間、施設を存続させるために、耐震補強など最低必要と思われる改修を行うための設計業務委託料と、老朽化したクラブハウス等を解体する外部整備に係る経費でございます。

一番下の段の「図書館施設環境整備事業」232万7千円は、施設内照明器具更新工事及び屋上防水改修工事に係る経費でございます。

105ページを御覧ください。

上から4段目、「給食運営改善事業」8,050万2千円は、学校給食センターの食缶洗浄ライン一式、残菜処理機一式など給食用備品の更新や、長寿命化対策として行う学校給食センターの防水改修工事のほか、各給食施設及び備品の修繕などを行うための経費でございます。

また、お手元に配付いたしております、「年度別教育関係歳出予算」の表は、教育関係予算について過去3年分を含めた目別の当初予算額を整理いたしておりますので、参考にしていただければと思います。

| | |
|----------------------|--|
| <p>高橋教育長</p> | <p>以上で、令和3年度新居浜市一般会計当初予算に伴う専決処分の報告を終わります。</p> <p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見等はございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>次に報告第4号「令和2年度補正予算（第13号）の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| <p>桑原総括次長兼文化振興課長</p> | <p>総括次長の桑原でございます。</p> <p>本日お配りした追加議案書を御覧ください。</p> <p>報告第4号 専決処分の報告につきましては、令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年3月4日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>同補正予算案のうち、教育委員会関係予算について、ご説明いたします。別冊の令和2年度補正予算書及び予算説明書の3ページをお開きください。</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正中、歳出についてでございます。</p> <p>第10款 教育費については、第1項 教育総務費を183万5千円減額し、総額を53億1,459万9千円とするものでございます。</p> <p>補正内容をご説明いたしますので、23ページをお開きください。</p> <p>3目 諸費、補正額△183万5千円につきましては、令和2年9月議会におきましてご議決いただきました「小中学校感染症対策整備事業費」につきまして、入札減少金が生じますことから3,263万5千円減額し、新型コロナウイルス感染症対策として小中学校が必要とする保健衛生用品の追加購入等をおこなう、「学校教育活動継続支援事業費」3,080万円を追加するものでございます。</p> <p>次に、4ページにお戻りください。</p> <p>第2表 繰越明許費補正、追加についてでございます。</p> <p>一番下の段、学校教育活動継続支援事業費につきましては、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越ししようとするものでございます。</p> <p>以上で令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）に伴う専決処分の報告を終わります。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 高橋教育長 | <p>ただ今の説明につきまして、御意見や御質問はございませんか。</p> <p>それでは次に議案審議に移ります。</p> <p>本日の議案は、第8号から第14号議案までの7議案でございます。第11号から第13号までについては個人の情報に関する議案、第14号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第15条の規定により、この会の最後に非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 委員一同 | はい。 |
| 高橋教育長 | <p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは、議案第8号「押印を求める手続の見直し等のための新居浜市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 高橋次長兼社会教育課長 | <p>社会教育課の高橋です。</p> <p>議案第8号「押印を求める手続の見直し等のための新居浜市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページから15ページまで、及び参考資料をお目通しください。</p> <p>現在、電子メールやリモート等で完結できる昨今のオンライン環境の進化に伴い、定例的な事務処理は在宅での対応が可能となり、また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策のため、人との接触を極力避けるという「新しい生活様式」への転換が、わが国でも進んでいるところでございます。</p> <p>官公庁に提出する申告書等の書類につきましても、国を挙げて極力押印を廃止するという方向で各種改正が行われており、全国の地方自治体におきましても、押印廃止に向けた取り組みが進められているところでございます。</p> <p>そのような時勢の中、新居浜市教育委員会で使用いたします書類につきましても、契約書の性質を備えている様式、連帯保証について実印の押印をもって確実な本人の意思確認としている様式など、押印廃止により事務に支障が出るものを除き、押印を廃止しようとするため、本案を提出いたしました。</p> |

高橋教育長

なお、押印の様式を規定いたしております13本の規則につきまして、この規則により一括して改正しようとするものでございます。

議案書の12ページ、第1条におきましては「新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」等5本の改正を行おうとするものでございます。

参考資料の1ページから17ページがその改正内容となりますが、㊦に2重線を引いて消去いたしておりますとおり、この改正により、一括して押印を廃止いたしたいと考えております。

議案書の13ページ、第2条、「新居浜市工藤交通災害遺児修学基金条例施行規則」の改正につきましては、この押印廃止に加え、教育委員会に対する敬称を削除する字句修正をしようとするものでございます。

議案書の13ページから14ページ、第3条から第9条までは、第2条と同様に、押印廃止に加え、字句修正を行おうとするものでございます。

参考資料の18ページから40ページまでが、改正後のイメージとなりますので、お目通しください。

なお、今後、例規審査担当課の審査を経た後の制定となりますことから、改正の趣旨に影響のない範囲で細かな条文修正が加わる可能性がございますことを、予めご了承賜りたいと存じます。

このほか、先月に開催されました令和3年第2回新居浜市教育委員会定例会においてご審議いただきました議案第2号及び第3号につきまして、尾藤委員さんから押印廃止についてのご指摘をいただきましたが、同議案に含まれる規則の様式につきましても、本議案と同様に押印廃止の改正を加え、整合性を図りたいと考えておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、この規則は、市長部局による押印廃止に係る改正の時期に合わせて、令和3年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上で、議案第8号「押印を求める手続の見直し等のための新居浜市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

ただ今の説明で、何か御質問や御意見はございませんか。

それでは、議案第8号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

| | |
|-------------|--|
| 井上次長兼学校教育課長 | <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第9号「新居浜市立小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>議案第9号「新居浜市立小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の16ページから17ページ、及び参考資料をご覧ください。本案は、条文整理等を行うとともに、上部共同事務室の狭窄により拠点校を変更するため、提案するものでございます。</p> <p>参考資料をお目通しください。改正の内容についてでございますが、第1条中、「第47条の5」を「第47条の4」に改め、別表第1中、川西共同事務室の並び順を整理し、裏面になりますが、上部共同事務室の拠点校を「中萩小学校」から「角野中学校」に改めようとするものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和3年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 高橋教育長 | <p>ただ今の説明で、何か御質問や御意見はございませんか。</p> |
| 大橋委員 | <p>17ページの提案理由に、共同事務室の狭窄によるという表現があるのですが、狭窄という単語はこの文章の意味合いからすると、違和感を覚えます。狭窄とは、通路などが途中で狭くなることを意味しており、食道狭窄、肛門狭窄等、入口や出口が非常に狭くなっている状況を指します。共同事務室の狭窄というのは、状況を理解し難いです。狭隘という言葉ですと、空間の狭さを示しますので、意味として通じますが、狭窄は少し意味合いが違うかと思えます。</p> |
| 井上次長兼学校教育課長 | <p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>大橋委員さんをご指摘のとおり、用語の使い方としておかしい面があ</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>大橋委員</p> | <p>ろうかと思います。</p> <p>現在の状況としましては、中萩小学校事務室に、書類保管庫等の備品やFAX等を置いた中で、おっしゃられたとおり、狭隘な、狭い場所で事務を行っているという状況でございます。</p> <p>ご指摘いただきました狭窄につきましては、狭隘に訂正させていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>通路に物がたくさんあって、通りにくいというような場合であれば、狭窄にはなると思います。</p> |
| <p>高橋教育長</p> | <p>ありがとうございます。狭窄を狭隘に訂正していただき、対応ということをお願いいたします。</p> <p>その他、何かございますか。</p> <p>共同事務室について、イメージは沸きますでしょうか。よろしければ、井上次長から共同事務室について御説明いただければと思います。</p> |
| <p>井上次長兼学校教育課長</p> | <p>参考資料にありますとおり、共同学校事務室に分かれております。事務職員は、普段は各学校で業務を行っておりますが、週に2回一箇所に集まり、事務を行うというものです。</p> <p>先ほどお話にありました上部共同事務室におきましては、構成校である8校の事務職員が、週に2回、午後に、一堂に会した中で協力して事務処理に取り組んでおります。</p> <p>事務処理のそれぞれの資質向上もありますし、それぞれの処理の適正化等も連携を取りながら取り組んでいる状況です。以上でございます。</p> |
| <p>高橋教育長</p> | <p>事務職員は年齢・経験共に非常に大きな差がありますので、共同事務室で業務に取り組むことによって、若い人たちの育成になります。また、事務は多岐に渡ってきております。それぞれが専門性を培っていくため、週に2回集まることで、事務処理能力を高めようとするものでございます。今回は、そういった中で先ほど述べたように、拠点校を一部変更するというところでございます。</p> <p>それでは、議案第9号について、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。 よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第10号「令和3年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について」でございますが、前回お配りいたしました各課所の案に変更点はございません。</p> <p>それでは、冒頭で表記する教育委員会全体の方針につきまして、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>その後、質疑を行い、お諮りいたしたいと思います。</p> <p><資料に基づき説明></p> <p>何か御質問や御意見はございませんか。</p> <p>それでは、議案第10号について、御承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p><資料に基づき説明></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不登校について 2 いじめについて 3 不審者情報 4 交通事故について <p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問や御意見等はございませんか。</p> |
| 守谷指導主幹 | |
| 高橋教育長 | |

| | |
|--------|--|
| | <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>「新居浜市教育情報セキュリティポリシーの施行について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 守谷指導主幹 | <p><資料に基づき説明></p> |
| 高橋教育長 | <p>ただ今の説明について、何か御質問や御意見はございませんか。</p> |
| 近藤委員 | <p>資料の3実施手順に、「新居浜市教育委員会情報セキュリティ実施手順」と学校単位での「新居浜市立〇〇学校教育情報セキュリティ実施手順」の2つがあるのですが、これはどういった違いがあるのでしょうか。</p> |
| 守谷指導主幹 | <p>「新居浜市教育委員会情報セキュリティ実施手順」を基に、より学校に適した具体的な手順を決定していただくというものなので、大きな違いはございません。学校で運用しやすいよう、変更点があれば変更していただくという形でございます。</p> |
| 近藤委員 | <p>ということは、先生方は転勤される度、各学校の手順を把握しなければならないということだと思のですが、学校によってセキュリティ実施手順を変更しなければならない何かがあるということでしょうか。</p> |
| 守谷指導主幹 | <p>恐らく大きな変化はございません。ベースとなる実施手順がありますので、その中で、各学校で変更したいという部分については、学校に適した形に変更していただければというものです。先生方が転勤し、手順が全く異なることはないと思います。</p> |
| 近藤委員 | <p>自由度を持たせるため、このような形にしているという考えでしょうか。</p> |
| 守谷指導主幹 | <p>はい、そのとおりでございます。</p> |
| 高橋教育長 | <p>新居浜市教育委員会情報セキュリティ実施手順は、資料終盤に掲載されております。確認なのですが、各学校向けの「新居浜市立〇〇学校教育情報セキュリティ実施手順」については、必要な部分の語句修正ということでしょうか。</p> <p>例として挙げますと、1基本方針については、「新居浜市教育委員会</p> |

| | |
|-------------|---|
| 守谷指導主幹 | <p>情報セキュリティ実施手順」では、「新居浜市教育委員会及び新居浜市立の小中学校は、児童、生徒、保護者、」と記載されている部分が、各学校での実施手順においては、「新居浜市立〇〇小学校は、児童、保護者、」と記載されるということでしょうか。</p> <p>はい。</p> |
| 近藤委員 | <p>各校の実施手順を作成する責任者は、ICT担当教諭や校長先生になるのでしょうか。今回資料にあります「新居浜市教育委員会情報セキュリティ実施手順」があり、更に何かを作成するのは現場の教諭にとって負担になるのではないのでしょうか。</p> <p>また、各学校で作成した実施手順をどなたが確認するのか、気になる場所ではあります。</p> |
| 高橋教育長 | <p>遵守事項を勝手に変更すべきではないので、各学校ですることと言え、ば字句の修正くらいかと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。</p> <p>例えば、県が規程や条例を変更した際には、市町村に対して、このように変更すると良いですよというひな形が示されるのですが、そういったひな形のようなものはありますか。変えてはならないところを変更するようなことがあっては、セキュリティが担保できないと思われま。</p> |
| 守谷指導主幹 | <p>変えてはいけない部分があると思いますので、学校の負担にならず、作成しやすいよう、ひな形を検討したいと思います。</p> |
| 井上次長兼学校教育課長 | <p>新居浜市児童生徒用のタブレット端末の利活用計画の7ページ、注意書き部分の下から3段目に、「具体的には、新居浜市教育委員会が、ひな形を示し、それを基に各学校がその実態に合わせて作成しなければなりません。」と記載しておりますので、先ほど守谷指導主幹が申し上げたとおり、ひな形を作成するということです。</p> <p>利活用計画の22ページに例が示されておりますので、これを基にしたひな形を提示させていただきたいと考えております。</p> |
| 高橋教育長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 本田委員 | <p>一読いたしましたが、用語が理解できない部分もありましたので、完成した手順の説明や校内研修、市から講師を派遣しての説明や研修を行</p> |

| | |
|--------|---|
| 高橋教育長 | <p>うことが大事だと思います。また、児童生徒についても同様だと思います。情報漏洩が一番心配だと思いますので、そういったことが無いよう、計画的に実施いただければと思います。</p> <p>研修を通じて、共通理解の促進をお願いいたします。 その他ございませんか。</p> <p>それでは次に、「令和3年度学校教育の指針について」事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 畑野指導主幹 | <p><資料に基づき説明></p> |
| 高橋教育長 | <p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問や御意見はございませんか。</p> |
| 本田委員 | <p>大変具体的で、良く理解することができました。コロナ禍を良い機会と捉えて、今年度できなかった事業を見直す機会だと思います。ワークライフバランスの取れた教職員の働き方改革という中で、市教委事業の精選と充実がございしますが、この機会に会の趣旨と内容の見直しをしていただいて、削減できる部分は削減し、より深めるべきところには時間をかけるということで、見直しの時間を設けていただければと思います。</p> |
| 近藤委員 | <p>資料6 ページ7番のワークライフバランスについて、様々な支援を行ってもなかなか改善されない理由の一つとして、問題の洗い出しがうまくできていないという可能性があるのではないのでしょうか。例えば、外部で学校の働き方改革を専門に取り扱っているところもありますので、そういったところの力を借りて、先生方の意識改革や業務改善を試みるのも一つの手ではないかと思います。</p> <p>また、教職員の皆様はポートフォリオを作成し、得意な分野や好きな仕事を高め、学校内でいい形で活用するというのも取り組んでいただければいいのではないのでしょうか。教職員のポートフォリオについては、愛媛大学の教職員の方が成果を出していらっしゃいますので、参考にさせていただければよいかと思います。以上です。</p> |
| 高橋教育長 | <p>ありがとうございます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 尾藤委員 | <p>その他、ございませんか。</p> <p>今回配られた資料は、年度初めに配布されるものなのでしょうか。</p> |
| 畑野指導主幹 | <p>はい。</p> |
| 尾藤委員 | <p>それぞれの柱ごとにSDGsの17の目標をアイコンにされたということでしたが、この資料ではアイコンの文字が読めず、ただの添え物になってしまい、あまり意味がありません。きちんと見えて、目的を理解できることが必要かと思います。</p> <p>中身については、非常に立派ですが、5番の教職員の資質・能力の向上の部分で、子どもをどう教育していくかはたくさん書かれています。子どもを持つ保護者からすると、先生方自身についてはどうなのかというところが気になります。</p> <p>先生方に対する評価のような話を保護者間で聞くことがありますし、報道等で教職員の不祥事について耳にすることもあります。子どもだけでなく、先生方に問題がある場合もあるかと思いますが、その場合、そういった方が本当にいるのかどうか、居た場合どうやって指導していくのかというような教職員が教職員を律するための仕組みが必要ではないでしょうか。保護者からの評価というと、少しおかしな話になるかもしれませんが、そういった評価を聞くような窓口があって、本当に大丈夫かどうか、学校内で考えながら研修を行っていることが保護者に伝わる様な取組がなされてもよいのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。</p> <p>異動の時期になってきますと、保護者の間で「あの先生には担任になってもらいたくない。」「あの先生にはどこかへ行ってもらいたい。」というような言葉を聞くことがあります。実際にはどうか分かりませんが、教育委員会や学校で話を聞き、保護者が安心できるような仕組みがどこかに組み込まれていればいいのかなど、保護者としては思います。具体的にどういった仕組みが良いかは分かりませんが、そういったものを盛り込んでいただきたいと思います。</p> |
| 高橋教育長 | <p>今の意見を参考にさせていただき、その点について加筆できるような形で検討していきたいと思います。なお、これは、あくまで教職員に対して示す指針となっております。</p> |

他に何かございますか。

ありがとうございました。

その他、連絡事項はございませんか。

それでは次回の定例会ですが、「教育委員会事務局管理職並びに新任及び転入教職員管理職紹介式」も兼ねて開催しますので、4月2日金曜日に市民文化センター別館4階 大会議室にて開催させていただきます。

これより、非公開審議に入りますので、関係者以外の方は退席をお願いします。

新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名